

毎月部分払いに関する手続について

令和6年6月14日
建設業課

1. 方法の選択

受注者の申請により「三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領」第6条に記載の①～③の方法から選択する。

2. 建設工事請負契約書への支払い計画の記載

建設工事請負契約書の「6. 請負代金の支払い」前払金には前払金総額を記入し、右余白を利用して支払い計画として第1回支払いから第3回支払いの内訳を記入する。

例) 請負金額：100,000,000.-として

①の場合

6. 請負代金の支払	前払金		但し前払金¥10,000,000.-
	前払金	¥10,000,000.-	第1回 ¥10,000,000
	中間前払金	¥ —	
	部分払の回数	〇回以内	

②の場合

6. 請負代金の支払	前払金		但し前払金¥40,000,000.-
	前払金	¥40,000,000.-	第1回 ¥10,000,000.- 第2回 ¥15,000,000.- 第3回 ¥15,000,000.-
	中間前払金	¥ —	
	部分払の回数	〇回以内	

③の場合

6. 請負代金の支払	前払金		但し前払金¥40,000,000.-
	前払金	¥40,000,000.-	第1回 ¥10,000,000.- 第2回 ¥15,000,000.- 第3回 ¥15,000,000.-
	中間前払金	¥20,000,000.-	
	部分払の回数	〇回以内	

3. 前払金の請求書について

別途用意する様式－5(1)（準用毎月部分払用）によることとし、備考欄の支払い内訳に請負契約書に記載した金額をそれぞれ記入する。

前払金保証契約時に保証機関から保証証書1部と保証証書（写し）2部が発行されるので、保証証書は契約書に添付、支払請求の際請求書に保証証書（写）を添付することとする。第2回以降はコピーを添付する。

また、前払金保証が電磁的方法による場合は、令和5年5月15日付け事務連絡「工事請負契約等に係る保証証書等の電子化の運用について（通知）」

により電子証書等を出力した書面を添付する。

4. 契約時の手続について

保証会社（東日本保証等）との保証契約は1回が原則であることから、保証契約の金額は前払金総額(40%)とする。

支払時期について、工事着手時の協議の際、施工工程を綿密に打合わせ、出来高の確認内容と確認時期を発注者・受注者双方が確認のうえ設定し保証会社に情報提供する。

5. 請求手続

受注者は、現場施工の進捗により出来高確認の目処がついた時点で発注機関に「様式－1 前払金（分割－回）認定請求書」を提出するとともに、保証会社に事前情報を提供することとする。（概ね1週間前）

発注機関は請求に基づき現場において出来高を確認し「様式－3 前払金（分割－回）に伴う現場調査確認書」および「様式－2 前払金（分割－回）認定調書」を発行する。

なお、三重県公共工事共通仕様書様式－14の工事履行状況報告書においても出来高を確認できるものとし、その場合は「様式－3 前払金（分割－回）に伴う現場調査確認書」を発行しない。

受注者は、「様式－5(1)（準用毎月部分払用）請求書（前払金）（第－回）」に「様式－2 前払金（分割－回）認定調書」と保証会社の発行する保証証書を添付し発注機関に請求する。

なお、令和6年7月1日から適用します。

